

伊東市告示第148号

伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則（平成30年伊東市規則第15号）第5条第2項に基づき、市長が別に定める技術的基準を次のように定めたので告示する。

平成30年5月31日

伊東市長 小野達也

1 趣旨

この技術的基準は、伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成30年伊東市条例第12号。以下「条例」という。）及び伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則（平成30年伊東市規則第15号。以下「規則」という。）の施行について必要な技術的基準を定めるものとする。

2 定義

この技術的基準において使用する用語の意義は、条例の例による。

3 技術的基準

事業者は、次に定める技術的基準に適合するようにしなければならない。

- (1) 太陽光発電設備の相互の間隔は、水平距離で1キロメートル以上であること。
- (2) 現況地盤のこう配が30度以上（国立公園特別地域においては30パーセント以上）である事業区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。
また、現況地盤の勾配が30度未満の事業区域内の土地では、地質等を考慮した安全な構造とすること。
- (3) 敷地の外縁部には、幅員5メートル以上の緑地帯を確保し、この緑地帯には中高木樹種を植栽し、太陽光発電施設が道路等から直接見えないものとする。ただし、5ヘクタール以上の事業及び事業区域が県道以上の道路に接する部分にあっては、緑地帯の幅員を10メートル以上とする。
- (4) 事業区域の面積に対する現地形を変更する土地（修景緑地を除く。）の面積の割合（開発率）は、国立公園特別地域にあっては原則として40パーセント以下、その他の地域にあっては原則として60パーセント以下とする。ただし、事業区域の面積が5ヘクタール以上の事業にあっては、それぞれ30パーセント以下、50パーセント

以下とする。

(5) 事業区域内の森林を転用する場合は、次によること。

ア 事業区域内の森林面積に対する残置又は造成する森林の面積の割合は、原則として50パーセント以上とすること。この場合において、事業区域内の森林面積に対する残置又は造成する森林のうち若齢林を除いた森林の面積の割合は、原則として40パーセント以上とすること。

イ 周辺部に原則として幅30メートル以上の残置又は造成する森林を確保すること。

(6) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、事業区域から除外すること。

(7) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項によること。

ア 自然環境保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。

イ 事業区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講じられていること。

ウ 植栽は、次によること。

(ア) 事業区域内の表土を活用すること。

(イ) 現存樹木を移植・活用すること。

(ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。

(エ) 野鳥及び小動物のため、結実花木（誘鳥木）を植栽すること。

エ 太陽光発電設備等の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。

(8) 稜線が事業区域に接し、又は含まれる場合には、原則として稜線から水平距離で20メートル以上を自然地として保存すること。

(9) 国立公園特別地域においては、原則として土地の地形勾配が30パーセント（17度弱）を超える部分及び自然公園法（昭和32年法律第161号）で定める公園事業としての道路その他主として公園利用に供せられる道路の路肩から20メートルの部分が、緑地として保存されていること。

(10) 国立公園特別地域においては、(9)以外に事業区域面積の10パーセント以上が緑地として保存されていること。

- (11) 国立公園第1種特別地域の境界から原則として50メートル以内の区域は、事業区域から除外すること。
- (12) 国立公園特別地域においては、支障木の伐採が僅少であること。
- (13) 大室山、小室山からの眺望及び大室山、小室山への眺望について、眺望を著しく阻害しないこと。
- (14) 水道施設の設置については水道事業管理者と協議をし、維持管理の方法等を明確にすること。
 - ア 市水道計画区域内で事業を施行する場合は、市水道計画に基づいて計画すること。
 - イ 給水区域外で施行する事業者の用水計画について、事業者は、水源を確保し、上水道、簡易水道、専用水道又はその他水道にするものとし、使用材料は市長が指示する。
- (15) 水道事業管理者と協議の上、水道水源の水質及び水量に影響を及ぼすおそれのある場合は、水道水源への影響調査を実施すること。
- (16) 太陽光発電設備設置事業に伴う水道水源への影響及びその防止策について作成すること。なお、水源に影響を及ぼすおそれのある場合は、水道事業管理者が当該事業者に対し、地域住民等に対する説明会等を要請することができるものとし、当該事業者が説明会を行ったときは、遅滞なくその結果を報告すること。
- (17) 排水施設の設計は、「別記1」流量計画によるものとし、事業区域外から流入する流域も含めるものとする。
- (18) 原則として災害時の緊急車両の通行等に対応できる緊急用通路（進入路）を設けること。なお、構造は道路構造令（昭和45年政令第320号）に準じたものであること。
- (19) 太陽光パネル及び緊急用通路等の配置は災害時等に対応できること。
- (20) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条の規定による技術基準その他法令等の規定に適合したものであること。
- (21) 太陽光発電設備設置事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生じる場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修すること。なお、改修規模については別途河川管理者と協議すること。
- (22) 事業区域を含む周辺地及び下流の土地に^{たんすい}湛水地域がある場合には、太陽光発電設備

設置事業により事業区域周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。

(23) 河川を新設又は改修する場合の構造は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）に基づくこと。

(24) (21)による河川及び水路の改修ができない場合は、「別記1」による調整池を設置すること。なお、調整池を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能力が、年超過確率雨量の1分の1に対し不足する場合は、原則としてその不足部分を改修すること。

(25) 事業区域内にある河状を成している土地は、現況の形態を尊重した土地利用計画とすること。

(26) 排水路は、原則として開きよであること。ただし、やむを得ず暗きよとする場合は、次によること。

ア 原則として当該流域が10ヘクタール以下であること。

イ 原則として事業区域外の流域を含まないこと。

ウ 流木等の除去作業が容易となる断面とし、幹線の最小径は原則として1,000ミリメートルとすること。また、支線にあっても、排水管の最小径は250ミリメートル以上とし、屈曲点及び各排水の合流点にマンホールを設置すること。

(27) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止は、次によること。

ア 土砂流出防止施設は、砂防堰堤^{えんてい}を設置するものとし、土砂量の算出及び堰堤の構造は、「別記2」によるものであること。

イ 地形地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、「別記2」による沈砂池を設置するものであること。

(28) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以内とすること。

(29) 盛土の法長が20メートル以上となる場合は、原則として法長の3分の1以上を擁壁又は法枠等の永久構造物により被覆すること。

(30) 残土の搬出又は不足土の搬入を必要とする場合には、防災及び自然環境の保全について、十分配慮した措置方法を明示すること。

(31) 事業区域の周囲を柵等で囲み、関係者以外が立ち入らないよう安全対策を講じること。

(32) 見やすい箇所に発電施設である旨、関係者以外の者をみだりに出入りさせない旨及

び災害時等の緊急連絡先を示した標識を設けること。

- (33) 災害の発生を防止し、また発生した被害の拡大防止のため災害対応計画等を作成し関係者に周知すること。
- (34) パワーコンディショナー等の電気設備については、水が浸入又は浸透するおそれのない位置に設け、付近に消火器を設置すること。
- (35) 設置する施設の構造は、建築基準法（昭和25年法律第201号）による構造基準に準じたものであること。
- (36) 管理用通路と緊急用通路（進入路）が兼用となる場合は、緊急車両が走行できる舗装とすること。
- (37) 事業区域内の汚水、雨水又は土砂等が認定道路の施設に流入しないよう措置すること。
- (38) 管理用通路（進入路）の認定道路への取付は、道路管理者と協議すること。なお、構造は道路構造令に準じたものであること。
- (39) 事業区域内への車両の出入りに当たり河川を横断する場合は、原則として橋りょうとすること。
- (40) 消防水利の基準により消火栓、防火水槽等を設置すること。
- (41) 敷地造成の土工は、周辺環境に与える影響を考慮して必要最小限とすること。
- (42) 土砂等の搬入は、市内において行い、最小のものとなるよう計画すること。ただし、市長が認める場合は、市外からの土砂等の搬入を行うことができるものとし、この場合においては、申請書に発生元の出荷証明書を添付すること。